

平成27年度当初予算要求にあたっての留意事項

平成27年度当初予算の要求にあたっては、「平成27年度予算編成方針」を踏まえたうえで、次の事項に十分留意し要求すること。

1 総括的事項

各部課長が経営者として、コスト感覚と今までなかった創意工夫のもとに責任をもって、年間を通じて予想される全ての歳入及び歳出を要求すること。なお、経常的経費は基本的には昨年度当初予算額の範囲内で、政策的経費については中期財政計画（以下「財政計画」という。）に基づき要求すること。

要求に際しての説明資料等は、写真や図面を用いるなど担当課において解り易く簡潔に調製したものを提出すること。

消費税増税に伴う改定分については適切に見積もること。

議会及び監査委員の意見や指摘事項については、その趣旨を十分検討のうえ、予算要求に反映させること。

2 歳入に関する事項

歳入については、平成25年度決算及び平成26年度決算見込みを基に、第2次行政改革大綱実施計画等を踏まえ、適切な財源確保を図ること。

歳入のうち一般財源については、義務的経費の充当分を最優先に確保することとし、留保分を除く残りを経常的経費及び政策的経費に振り分け確保することとする。

(1) 市税

税の負担公平の原則に基づき、課税客体の完全捕捉及び所得の的確な把握に努め、今後の景気動向、企業の業績、制度改正等に十分留意し、見積もること。特に固定資産税については、評価替えの影響を十分考慮すること。また、滞納繰越分についても一層の対策強化を図り、徴収率向上に努めること。

(2) 分担金及び負担金

現行制度に基づき、年間調定額を適正に見込むこと。

なお、特定個別的便益があるものについては適正な負担を求めるという受益者負担の原則に従い、負担の適正化に努めること。

(3) 使用料及び手数料

利用者数の推移等から、年間収入額を適正に見込むこと。

なお、特定の住民サービスに要する経費の対価としての観点から、必要に応じて適宜見直しを図ること。

(4) 国・県支出金

国、県支出金については、国庫補助負担金の廃止、縮減等の動向や制度改正等の最新情報を的確に把握し、効率的かつ有利な補助金等の確保を図ること。また、事務事業の緊急度とその効果を十分検討し、補助事業というだけで安易に受け入れることなく、主体的な判断に基づき取捨選択のうえ十分精査すること。

市単独事業であっても、新たに補助採択されるものはないか再検討し、単独事業を補助事業に振り向ける工夫をすること。

(5) 財産収入

普通財産の内、売却可能なものについては極力売却を行い、未利用財産の縮減に努めること。

(6) 市債

国の地方債計画、同意等基準を十分把握し、交付税算入の有無や充当率、後年度の財政負担を考慮のうえ、適正額を見積もること起債対象事業費を十分精査し、結果として過充当とならないよう注意すること。

なお、予算要求に際しては、事前に財政課と十分協議すること。

(7) その他

過去の収入実績を十分検討し、全事業について特定財源の見直しを実施し、増収に努めること。また、新規財源の確保に努め、少額な財源についても見積ること。また、それぞれの積算根拠を明確にし、的確な見積りを行うこと。

市有財産を活用しての広告収入について、積極的に導入を図ること。

3 歳出に関する事項

小事業単位で要求するものとし、小事業内に複数の細事業、或いは補助分と単独分が混在する場合には、その内容が判るように要求すること。

(1) 経常的経費

要求に際しては、次の点に留意すること。

イ、最小の経費で最大の効果が発揮できるよう創意と工夫に努めること。

ロ、厳しい財政状況の中、事業効果を検証し、費用対効果の見地から事務事業の見直しを行い、時代に即した施策への切り替えを積極的に行うこと。

ハ、国、県費を伴うものや継続事業であっても、新たな発想のもとに、その必要性・効果・統廃合についての見直し検討を行うこと。

なお、①～③については義務的経費とされるもので、その財源については他の経費に優先して確保するものである。

①人件費

- ・特別職及び一般職給については、現行の職員数を基に、給与改定等を見込んで計上する。手当等については、現行制度によるものとし、時間外勤務手当については、給料総額の3%を確保する。
- ・議員その他特別職の報酬等についても、現行の人員を基に所要額を確保する。

②扶助費

- ・現行制度に基づき、所要額を確保する。

③物件費

- ・賃金、使用料・賃借料、委託料等の区分に応じて適切に要求すること。
- ・指定管理施設に係る委託料は、基本協定に基づく（予定）所要額を債務負担行為限度額の範囲内で要求すること。
- ・物件費に相当する経費であっても、政策的経費に付随する経費については政策的経費に含めて要求すること。
- ・業務委託は、その必要性を検証し、必要最小限の内容とするなど、委託内容のスリム化を図り、経費の削減を図ること。

④負担金、補助費等

- ・団体等の活動状況を十分把握するとともに、補助対象事業の内容をよく精査すること。また、新たなものについては、補助金等適正化評価委員会の審査結果に基づき要求すること。
- ・多額の繰越金を有する団体等については、その事由について検証し、補助の必要性についても検討すること。
- ・補助費等のなかでも政策的なものについては、政策的経費として要求すること。

(2) 人口対策事業

人口対策事業については、「人口対策事業への取り組みについて」（平成

26年10月20日通知)により、事前ヒアリングを行うこととしているので、その結果をうけて要求すること。

(3) 特別会計繰出金等

特別会計事業の経営計画及び財政計画に基づき要求すること。

(4) 政策的経費

政策的経費の要求にあたっては、原則、財政見通しに基づくほか、事業の優先度、重要度、効果等を再精査のうえ要求すること。その際、事業概要及び当該年度の事業内容が判る資料を必ず添付すること。

政策的経費のなかで、特筆する事業については、「部門別主要施策ヒアリング」を実施するので、別途資料調製を行うこと。

①投資的経費（普通建設事業等）

- ・財政計画により所要額を確保する。そのため原則として、財政計画上の事業について要求すること。なお、「選択と集中」の考え方に基づき、事業の優先性や投資効果の視点から事業を再検討すること。
- ・財政計画外の新規事業（平成28年度以降に計画計上されている事業を含む。）を要求する場合は、財源を確保し、精度を十分高めたうえで行うこと。
- ・補助事業及び起債事業について、補助対象外及び起債対象外を有する事業については、当該箇所を明確にして要求すること。

②その他の政策的経費（ソフト事業等）

- ・投資的経費に準じて要求すること。
- ・団体等に対する新規の助成事業については、補助金等適正化評価委員会の審査結果に基づき要求すること。

4 特別会計等（特別会計等繰出金）

特別会計等については、一般会計の編成方針に準じ、会計設定の趣旨により経営改善の徹底、諸料金の適正化、経費の負担区分等について十分検討し、繰出基準に基づき要求すること。

また、その目標とすべき水準、財政負担、事業の採算性や効果等を検討し、整備計画の延長、規模の縮小、着手の繰り延べなど計画を見直し、将来にわた

る適正な収支見通しを策定すること。

なお、一般会計からの繰入金については、財政計画に基づき要求すること。

5 今後のスケジュール（予定）

(1) 予算編成作業財務担当者会	10月29日（水）
(2) 財務端末入力開始	10月29日（水）
(3) 部別主要施策事業資料提出〆切	11月25日（火）
(4) 部別主要施策ヒアリング	11月27日（木）
(5) 予算要求入力〆切	11月27日（木）
(6) 各課ヒアリング	12月 4日（木）
(7) 市長現地視察及び査定	1月中旬
(8) 内示	1月下旬